

教育基本法の理念実現と教育振興に関する施策の総合的・計画的に推進

題 3期教育振興基本計画 2018-6-15 閣議決定

期間 2018年から2022年 5年間

「2030年度以降の社会を展望した教育政策の重点事項」として

- ① 「超スマート社会 Society5.0」の実現に向けた技術革新が、新展するなかで、
「人生100年時代」を豊かに生きぬくためには、
「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、
若年期の教育、生涯にわたる学習能力向上が必要。
- ② 育を通して生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する
その上で、こうした2点の重点事項に対応するための、
「今後の教育政策に関する基本的な方針」の1つとして
「生涯学び、活躍できる環境を整える」ことが位置づけられている。

この方針は、具体的な教育政策の目標として

- ・「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」
- ・「人々の暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びの推進」
- ・「職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進」
- ・「障害者の生涯学習の推進」などに具体化される。

これらの目標に従い

「新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討」が開始され、
「社会人が働きながら学べる環境の整備」の一環として

- ・「社会人のリカレント教育の環境整備」
- ・「大学改革の徹底」
- ・「教育研究の質的向上」等

が検討され始めている。

第3次安倍晋三改造内閣が目指す「一億総活躍社会」を背景に持つ

「第3期教育振興基本計画」の下で、

今日、社会教育はその役割を、

「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」や、
「人々の暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びの推進」

といった観点から改めて見直され始めている。

具体的には、「人生 100 年時代」の「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展」を可能とする「学び」の展開が謳われ、それを支える重要な役割を持つ社会教育主事の養成に対して見直しが進められた。

その結果、「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(2017年8月31日)が示され、「社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令の施行について」が通知され、「社会教育士」の誕生に至っている(2018年2月28日)

こうした経緯は、一様ではない。全国市長会からの要望(2012年)に見られるような社会教育主事の必置性をめぐる規制をめぐる規制緩和の動向が見られるほか、自治体や民間団体による新たな資格付与等といった多様な動向も見え始めている。「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の諮問もなされている。(2018年3月2日、中央教育審議会)

地域学校協働活動の推進の観点も含め、社会教育主事といった任用資格にとどまることなく、社会教育主事講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされることへの期待等があることを指摘されよう。

このような状況は進行してはいるが、改めて、ここで再確認すべき視点は次の点である。第3期教育振興基本計画に関する具体的な教育政策の目標として示された「暮らしの向上」は、確かに「地域課題」の把握と解決に深く関わるが、それを探求する学習は、「暮らしの向上」の「質」をも含め、主権者である住民自身が主体的・共同的な学習過程の展開に支えられて初めて可能となることである。

こうした課題意識に基づき、以前から、住民の生活課題と地域課題との関係を問い、その課題解決に取り組む社会教育実践において、学習者の主体性を基本にしてきた。

その上で、社会教育実践における学習者の主体的・共同的・省察的な学習過程の構造を把握し、そうした学習過程の展開を支える社会教育主事・職員の専門性とその力量形成に基本的視点をすえた研究・実践を蓄積してきている。

その成果として、学会は「知識基盤社会における社会教育の役割 ―職員問題特別委員会議論のまとめ」(2008年9月)学会編、「学びあうコミュニティを培う ―社会教育職員が提案す

る新しい専門職像」(2009年)等を公表するほか、「職員問題ワーキンググループ」(2012年6月)およびその後の「職員問題対策委員会」を設置するなど、継続的な研究を展開し、学会編「地域を支える人々の学習支援 ―社会教育職員の役割と力量形成」(2015年)へと展開させてきている。

「社会教育職員養成と研修の新たな展望」は、本論に示されるように、日本社会教育学会におけるこれまでの一定のプロジェクト・課題研究との蓄積を踏まえ編集されている。

社会教育実践において社会教育主事・職員等に支えられ展開されてきた主体的な住民・学習者による学習過程の展開構造を把握し、それを支える社会教育主事・職員等の専門性を明らかにし、その専門的な力量形成の構造を捉え、実践的な養成プログラムの構築を試みようとするものである。

第一部では、社会教育実践における共同的・省察的な学習過程とそれを支える社会教育主事・職員等の専門的な役割を捉える。

第二部では、これまでの社会教育学会における社会教育主事養成の歴史と現状及び課題把握をめぐる研究動向とその到達点を確認する。

第三部では、広く国際的な視点から生涯学習・成人教育等を支える専門職の役割とその専門的な力量形成のプロセスを捉える。

第四部では、今日的な課題となっている「社会教育主事養成制度の見直し」に先行し、創造的に社会教育実践の現場とつなげて展開しようとする社会教育主事養成カリキュラム等の試みから示唆と今後の課題を捉える。